

高齢者虐待の種類

虐待の種類を、「身体的虐待」、「介護、世話の放棄・放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」の5種類を定義しています。

種類	虐待行為
心理的虐待	【法条文】 「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（法第2条第4項第1号ハ） 【内 容】 脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。 【具体例】 ・排泄の失敗等を嘲笑する等により、高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて子供のように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。 等
性的虐待	【法条文】 「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」（法第2条第4項第1号ニ） 【内 容】 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。 【具体例】 ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 等
経済的虐待	【法条文】 「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」（法第2条第4項第2号） 【内 容】 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 等

種類	虐待行為
身体的虐待	【法条文】 「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること」（法第2条第4項第1号イ） 【内 容】 暴力的行為等で、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体例】 ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけどをさせる。 ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる。 等
介護、世話の放棄・放任	【法条文】 「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等養護を著しく怠ること」（法第2条第4項第1号ロ） 【内 容】 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をを行っている家族が、その世話を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。 【具体例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている。 ・水分や食事が十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にゴミを放置する等、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない。 等